

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について (令和2年5月20日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の利用等については、現時点（令和2年5月20日）において以下のとおりとなっています。

なお、今後状況の変化等により取扱いが変わる可能性があります。随時、松戸市ホームページに公表いたします。

1 保育施設の対応について

- (1) 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合などは、当該保育施設の一部又は全部の臨時休園を行う場合があります。
- (2) 子どもが感染した場合や子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合は、欠席していただきます。（市が指定する期間）
- (3) 家庭保育が可能な方は、登園自粛の要請を行います。

→ **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登園自粛して下さい。**

なお、就労を継続する必要がある場合等の方には、引き続き保育の提供を行います。

登園自粛要請期間 令和2年6月1日（月）から当面の間

別紙1 「新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について
(臨時休園から登園自粛の要請へ)」(令和2年5月20日付)

(参考) 今までの登園自粛要請の通知については以下のとおりです。

通知「新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育施設の臨時休園期間の延長について」(令和2年4月28日付)

通知「新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について」
(令和2年4月22日付)

通知「登園自粛要請期間の保育の提供について」(令和2年4月20日付)

通知「新型コロナウイルス感染症防止のための市内保育施設登園自粛要請について」
(令和2年4月8日付)

2 保護者向け情報

(1) 保育の利用について

就労や保護者の疾病などにより家庭保育が出来ない場合には、これまでと同様に保育いたします。

※利用時間の短縮や、利用日数の減少、登降園時の混雑の回避等を考慮の上、保育の利用をお願いします。

(2) 保育施設の保育料及び給食費について

○保育料

上記1の方針に基づき、0歳児から2歳児の保育料を日割り計算により減額します。

- ・ 保育料は、減額前の金額で一旦納入していただきます。
- ・ 後日、各保育施設から本市に登園自粛に協力いただいた日数（登園日数）の報告を受けて、保育料の減額の対応をいたします。
- ・ 保育料の減額に伴い、過払いとなった費用については、各保育施設から返金等の対応を行います。（認可保育所については、後日、本市からご案内いたします。）

[日割り適用した場合の保育料]

保育料×（その月の登園しなかった日を除く開所日）÷25

※登園しなかった日には、保育施設の臨時休園日も含む。

[対象期間]

令和2年4月1日（水）から登園自粛要請終了までの予定

※期間を延長する場合があります。変更する場合は松戸市ホームページ等でお知らせします。

○給食費

上記1の方針に基づき、3歳児から5歳児の給食費は、登園日数に応じて減額します。

各保育施設から返金等の対応を行いますので、詳細は利用施設にお問い合わせ願います。

（松戸市の公立保育所については、後日、本市からご案内いたします。）

[対象期間]

令和2年4月1日（水）から登園自粛要請終了までの予定

※期間を延長する場合があります。変更する場合は松戸市ホームページ等でお知らせします。

(3) 育児休業の復職延期について

- ・ 令和2年4月1日に入所される方のうち育児休業から復職予定の方については、登園自粛の要請終了後、翌々月の1日までに育児休業から復職していただく予定であれば、現在の認定内容（入所承諾・認定事由等）を変更いたしません。（保育施設の退園を求めないことといたします。）

→ 復職するまで特段の手続きは不要です。

復職の際は、「復職証明書」をご提出ください。

- ・ なお、4月1日以前に入所している方のうち、当該登園自粛の要請期間に復職予定の方は、上記同様の取り扱いとします。

(4) 求職活動中の方の認定期間について

- ・ 保育の事由が「求職活動」として入園している方は、登園自粛の要請終了後、翌々月の末日までに就労証明書の提出により入園継続となっております。

※従来は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出していただくことにより、入園継続となっております。

3 勤務先事業者向け

上記1の方針に基づき、令和2年4月20日付け通知により勤務先事業主の方に対して、保育施設の登園自粛の要請に関して、本市保育施設等に在籍する児童の保護者である従事者の方に対する在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をお願いしたところでございます。

事業主の皆様におかれましては、当該自粛要請の趣旨を踏まえ、保育施設等に在籍する児童の保護者（従事者）の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段のご配慮をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

別紙2 緊急事態宣言の発令に伴う保育施設等の登園自粛の要請について（事業者の皆様向け通知）

4 保育所（園）一時預かりについて

保育所（園）における、一時預かりについては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用の自粛をして下さい。

なお、就労を継続する必要がある場合等の方には、引き続き利用を認めてまいります。

5 認可外保育施設の新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルス感染症対策に係る認可外保育施設の対応について

松戸市子ども部保育課入所入園担当室 TEL047-366-7351

松子保第 173 号
令和 2 年 5 月 2 0 日

保護者の皆様

松戸市長 本郷谷 健次
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について
(臨時休園から登園自粛の要請へ)

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 8 日に、必要な保育を確保したうえで保育の規模を縮小するため登園自粛の要請を行い、その後、「市内保育施設における休園について」(令和 2 年 4 月 22 日付)の通知のとおり、令和 2 年 4 月 24 日から市内保育施設を臨時休園してまいりました。これまで、保護者の皆様のご協力により、接触機会を低減することができ、新型コロナウイルス感染の防止につながっているところでございます。

このたび国の緊急事態宣言の期間が、令和 2 年 5 月 31 日までとなっていることから、市内保育施設においては、下記のとおり、現在の「臨時休園」を解除いたしますが、保育施設の乳幼児が生活する特性から、濃厚接触の機会等が多く、3つの密(密閉、密集、密接)が揃う場となっているため、感染拡大防止の観点から保護者の皆様には改めて「登園自粛」の要請をお願いします。

記

- 1 登園自粛の要請期間 令和 2 年 6 月 1 日(月)から当面の間
(臨時休園の期限は、令和 2 年 5 月 31 日(日)まで)
- 2 保育の利用について
就労や保護者の疾病などにより家庭保育が出来ない場合には、これまでと同様に保育いたします。
※利用時間の短縮や、利用日数の減少、登降園時の混雑の回避等を考慮の上、保育の利用をお願いします。

※保育利用申込書のご提出は不要です。

※休園期間（5/31 まで）中に、在宅勤務やテレワーク等で家庭保育にご協力いただく予定だったものが、就労状況等が変更となり保育施設の利用が必要となった場合は、保育施設にご相談ください。

3 保育料及び給食費について

- ・保育料及び給食費については、登園日数に応じて当該費用を減額いたします。

- ・対象期間 令和2年4月1日から登園自粛要請の終了まで

[保育料]

- ・原則、保育料は、減額前の金額で一旦納入していただきます。
- ・後日、各保育施設から本市に登園日の報告を受けて、減額する保育料を決定いたします。
- ・保育料の減額に伴い、過払いとなった費用については、各保育施設から返金等の対応を行います。（認可保育所については、後日、本市からご案内いたします。）

[給食費]

- ・給食費については、各保育施設から返金等の対応を行います。
（松戸市の公立保育所については、後日、本市からご案内いたします。）

4 その他

- ・保育施設で感染者が発生した場合や、国・県からの要請があった場合など、保育施設を再び臨時休園することがありますので、ご承知おきください。

問い合わせ

松戸市子ども部保育課

TEL047-366-7351